

## 誓約書兼同意書

私は、令和元年度弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けるにあたり、弘前市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び令和元年度弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、下記のことを全て満たすことを誓約するとともに、この誓約内容について必要があるときは、市が調査することに同意します。

なお、規則第15条第1項又は第2項及び第16条の規定により、補助金の交付決定の取消しを受けた場合又は要綱第13条第4項の規定により市長から返還を求められた場合は、補助金の全部又は一部を返還します。

### 記

- 1 補助金の交付を受けた場合は、補助対象物件（空き地を購入した場合にあっては、その土地に新築する住宅）に3年以上居住する。（補助対象物件を購入し、又は賃借する者）
- 2 補助金の交付を受けた場合は、補助事業が完了した日から1年以内に補助対象物件に住宅を新築し、及び居住する。（補助対象物件(空き地)を購入した者）
- 3 補助金の交付を受けた場合は、補助事業が完了した日から6か月以内に補助対象物件に居住する。（補助対象物件(空き家)を購入した者）
- 4 補助対象物件の所有者又は補助対象物件の賃貸人の親族でない。（補助対象物件を購入し、又は賃借する者）
- 5 補助対象物件解体後の土地を購入する者の親族でない。（補助対象物件を解体する者）
- 6 補助対象物件を購入する者又は補助対象物件の賃貸人の親族ではない。（補助対象物件に存在する動産を処分する者）
- 7 規則第20条本文の規定により、補助金の交付を受けた物件を市長の承認を受けずに、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けに供さない。（補助対象物件を購入し、又は賃借する者）

令和 年 月 日

弘前市長 様

申請者  
住 所  
氏 名

印